

岩手県告示第295号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、基本測量の実施（令和3年岩手県告示第230号）で公示した基本測量を終了した旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

令和4年5月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 岩手県全域
- 2 実施した期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 3 実施した基本測量の種類 国土広域情報修正